注射用カリウム製剤の適応外使用について

使用内容	低カリウム血症に対する高濃度注射用カリウム製剤の使用
対象患者	当院で治療を受ける患者で、輸液量の制限等が必要な低カリウム血症を呈
	した患者
実施期間	永続的に使用
目的•概要	低カリウム血症の補正においては、重篤な場合や内服薬が困難な場合に注
	射用製剤が使用されますが、注射用カリウム製剤は添付文書上、40mEq/L
	以下に希釈し、20mEq/hr を超えない速度で投与し、1 日投与量が
	100mEq を超えないことと規定されています。しかし、全身管理を行う重症患
	者では、輸液量を制限しなければ心不全にいたるリスクが大きく、承認され
	ている濃度よりも高濃度で投与する必要があります。また、基礎疾患があり
	輸液量の制限が必要な患者において、承認されている濃度よりも高濃度で
	投与する場合があります。
44 m 10 -r	
使用場所	中央手術室、HCU(高度治療室)、入院病棟
使用条件	速度:20mEq/hr 以下
	1 日投与量:100mEq を超えない
	輸液ポンプを接続して投与
	心電図モニターを装着
想定される不利	カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあり得ます。そ
益と対策	の場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、防止のために、心電図
	モニターを装着して使用し、頻回に血清カリウム値を確認します。異常が認められた場合は、東やかに対量は、スパカルト、海知な何思な行います。
	められた場合は、速やかに減量もしくは中止し、適切な処置を行います。
使用に関する同	当院では対象となる患者さんのお一人ずつに直接説明を行い同意をいた
意について	だく代わりに、ホームページに情報を公開することにより実施します。 本件
	に同意をいただけない場合やお問い合わせなどありましたら、担当医師に
	お申し出ください。

栃木県立がんセンター 病院長